

障発 0217 第 6 号
こ支障 第 31 号
令和 7 年 2 月 17 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
こども家庭庁支援局長
(公印省略)

障害福祉分野における相談支援体制等強化事業の実施について

標記について、今般、別紙のとおり「障害福祉分野における相談支援体制等強化事業実施要綱」を定め、令和 6 年 12 月 17 日から適用することとしたので通知する。

障害福祉分野における相談支援体制等強化事業実施要綱

1 事業の目的

各都道府県における相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等を緊急的に確保することにより、障害児者やその家族等に対する相談支援及びサービス提供体制の整備を強化することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

3 事業内容

(1) 相談支援従事者研修事業

平成18年4月21日障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「相談支援従事者研修事業の実施について」に基づき実施する研修事業。

(2) 相談支援従事者主任研修事業

平成31年3月28日障発0328第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「相談支援従事者主任研修事業の実施について」に基づき実施する研修事業。

(3) サービス管理責任者等研修事業

平成18年8月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施する研修事業。

(4) その他

本事業の目的を達成するために必要と認められる効果的な取組。

【取組の例】

- ・ 各養成受講を希望する者などを把握するためのニーズ調査
- ・ 各養成研修等を広く周知するための広報活動
- ・ 相談支援員向けの相談支援の基礎講座
- ・ (演習) 講師を確保するための研修会の実施

4 実施上の留意事項

- (1) 相談支援従事者研修は、指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第226号）、指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第227号）又は指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第225号）に規定する相談支援従事者初任者研修及び相談支援従事者現任研修等であること。
- なお、相談支援従事者初任者研修は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第18条の9に規定する厚生労働大臣が定める研修であること。
- (2) 相談支援従事者主任研修は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ（1）の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成30年厚生労働省告示第115号）別表又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ（1）の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成30年厚生労働省告示第116号）別表に定める内容以上の研修等であること。
- (3) サービス管理責任者研修は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第554号）に規定するサービス管理責任者基礎研修、サービス管理責任者実践研修及びサービス管理責任者更新研修等であること。
- (4) 児童発達支援管理責任者研修は、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第230号）に規定する児童発達支援管理責任者基礎研修、児童発達支援管理責任者実践研修及び児童発達支援管理責任者更新研修等であること。
- (5) 3事業内容（1）～（3）の委託等に際しても、各都道府県が適切に研修が行われていることを確認すること。

(6) 第7期障害福祉計画に記載している相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修修了者数の見込み人材数を踏まえるとともに、受講希望者のニーズに応えられるよう、研修規模の拡大及び回数の増加などによる研修体制の拡充に努めること。

5 経費の負担

国は、本事業の対象経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。